

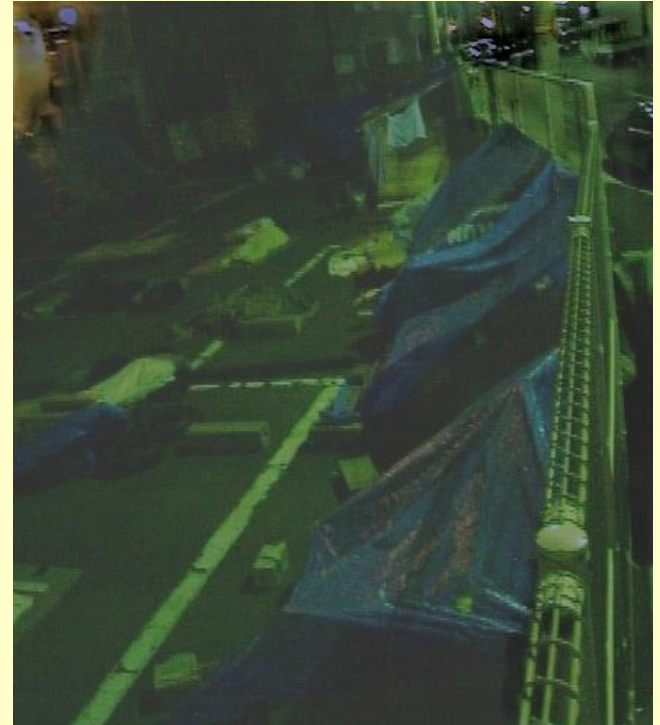
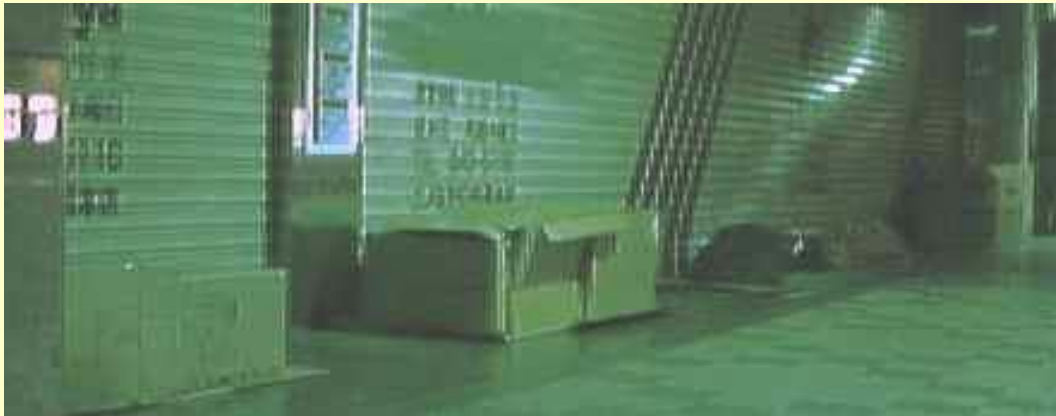
# 「ホームレス問題」と基本的人権

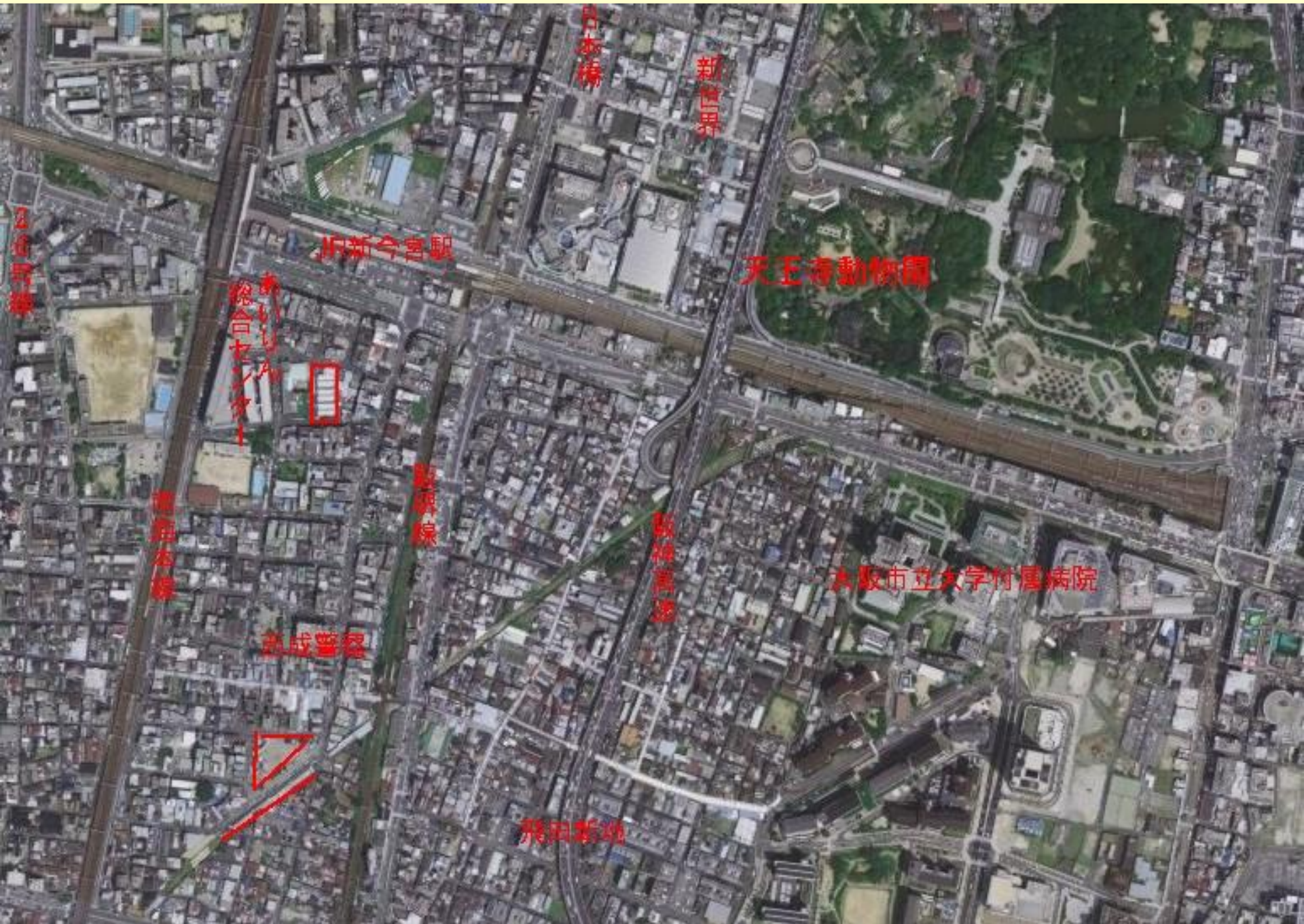
会場：宝塚市立東公民館

釜ヶ崎資料センター 松繁逸夫



「ホームレス」の人権て、なに。「ホームレス」=人？





天王寺動物園

大阪市立女学村属病院

新今宮駅

飛田新地

総合センター

東成警察署

東成線

東成線

東成線

東成線

日本橋

新国

2008年6月15日 釜ヶ崎

SKY LIFE <http://www.skylife.it/>  
SKY TG24 MONDO 2008.6.15



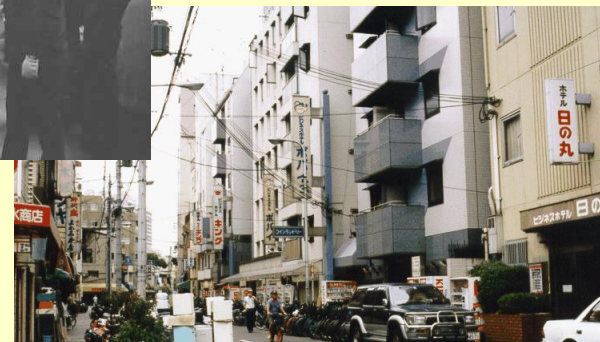
Please feel free to use it and put on you tube japan. No problem



愛隣総合センター



センター内寄り場



簡易宿泊所



三角公園・夏祭り



50,330

### 被保険者の注意

- 1 この手帳により求職者給付金の支給を受けようとするときは、公共職業安定所（職業安定法施行規則第6条第4項の規定により当該事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。）（特例給付の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所）に出頭し、この手帳を提出すること。
- 2 就業するときは、就業前にこの手帳を事業主に提出すること。
- 3 貨金の支払を受けるときは、この手帳に事業主から雇用保険印紙の貼付（印紙保険料納付計器により印紙保険料を納付する事業主からは、納付印の押なつ）を受けること。なお、必要があるときは、いつでも事業主にこの手帳の返付を請求することができること。
- 4 この手帳は、求職者給付金の支給を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 5 偽りその他不正の行為により求職者給付金の支給を受けたり、又は受けようとした場合には、一定期間求職者給付金を受けることができなくなるほか、その返還及びその額以下の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪等で処罰されることがあること。
- 6 この手帳による求職者給付金の支給に関する処分又は偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者給付金の返還若しくはその額に相当する額以下の金額の納付を命ずる処分について不服があるときは、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当該処分を行った公共職業安定所の所在地の都道府県に置かれている雇用保険審査官に対して審査請求をすることができること。

### 事業主の注意

- 1 事業主は、この手帳の交付を受けた被保険者を雇用した場合は、その者に支払う貨金が11,300円以上のときは第1級雇用保険印紙(176円)を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級雇用保険印紙(146円)を、8,200円未満のときは第3級雇用保険印紙(96円)を貨金支払時にこの手帳の当該日欄に貼付し、消印すること。
- 2 消印は、あらかじめ事業所の所在地の公共職業安定所に届け出た印を印紙貼付（納付印押なつ）台帳の日欄のU印の箇所に割印するように押すこと。
- 3 印紙保険料納付計器により印紙保険料を納付する事業主は、この手帳の交付を受けた被保険者を雇用した場合は、その者に支払う貨金が11,300円以上のときは第1級雇用保険納付印を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級雇用保険納付印を、8,200円未満のときは第3級雇用保険納付印を貨金支払時にこの手帳の当該日欄に押なつすること。
- 4 表紙、1頁から4頁まで、5頁から28頁までの支給台帳及び※印欄、29頁並びに30頁には記載しないこと。



# 50330

登録印



更新

## 雇用保険被保険者手帳

被保険者番号 007193-9 手帳交付番号 050

手帳登録番号 27190-00-50330

氏名 マツシケ イツオ  
松繁 逸夫

性別	生年月日	年齢	有効期間	初日	090901
1	3-250801	47	期間	末日	100831

住所 大阪市西成区天下茶屋  
1-30-14



007193927190005033005008

平成 年 月 日交付  
あいりん労働公共職業安定所長

所在地 大阪市西成区萩之茶屋

1-3-44

☎ 06-649-1491

(7月分)

印紙貼付 (納付印押なつ)

1日	2日	3日	4日	5日
印	印	印	印	印
1541	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2
6日	7日	8日	9日	10日
印	印	印	印	印
11日	12日	13日	14日	15日
印	印	印	印	印
16日	17日	18日	19日	20日
印	印	印	印	印
21日	22日	23日	24日	25日
印	印	印	印	印
26日	27日	28日	29日	30日
印	印	印	印	印
31日	*貼付印紙数 (押なつ納付印紙)			
印	1級 枚(回)			
印	2級 枚(回)			
印	3級 枚(回)			
印	計 枚(回)			
印	取扱者			

曜・日曜・休祝日に働いた場合にも貼ってもらい

台帳

6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2	連4.6あ2

支給台帳

普通給付		特例給付	
不就労確認	1	4	
	2	5	
	3	6	
認定給付の記録			
1	連28.1あ4	10	
2	連2.1あ	11	25 29 30
3		12	
4	連3.1あ	13	30 あ 2 4
5	連4.6あ2	14	
6	連1.1あ	15	
7	連1.1あ	16	
8		17	
9	連1.1あ2		

普通給付関係	1級 2級 3級			給付金日額	円	特例給付関係	前月までの支給日数		日分
	前月	前々月	計				今月の支給日数		
	計	計	計	計	計		日分		
	計	計	計	計	計			日分	



# 憲法週間記念事業

## 日本国憲法

1946(昭和21)年11月3日公布。=文化の日

1947(昭和22)年5月3日施行。=憲法記念日

## 基本的人権

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この**憲法が国民に保障する基本的人権**は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力によつて、これを保持**しなければならない。又、国民は、これを**濫用してはならない**のであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

命あつての物種→基本は生存権

# 「ホームレス問題」とは

## 日本におけるホームレスの定義

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 2002(平成14)年法律第105号 8月公布

## 宝塚市会 会議録 検索結果

検索可能記録

本会議=1994(平成6)年以降  
委員会=2004(平成16)年以降

### 検索語

ホームレス  
路上生活者  
浮浪者  
ルンペン

平成20年第 1回定例会,02月29日-02号  
平成20年第 1回定例会,03月25日-04号  
平成18年第 5回定例会,12月05日-01号  
平成18年第 5回定例会,12月08日-04号  
平成18年第 1回定例会,03月15日-04号  
平成17年第 6回定例会,12月07日-02号  
平成13年第 6回定例会,12月05日-02号  
平成12年第 4回定例会,09月07日-03号  
平成11年第 7回定例会,12月09日-03号

### 記録上の言葉

ホームレス  
路上生活者  
~~浮浪者~~  
~~ルンペン~~

### 検索語

野宿者・野宿生活者・野宿・住所不定者 =該当なし

# 浮浪者襲撃 8年前から

横浜で浮浪者を殺した少年たちは、今世論のフクロだたきにあっていますが、あの子どもたちを一方向的に責める大人たちもずるいと思います。駅の人が浮浪者にバケツの水をぶっかけて追い散らしたり、警官が野良犬でもしかるようにどなったりしているのをたびたび見ました。大人が悪いお手本を見せながら、今になって理性の弱い少年たちを血祭りに上げているみたい。(1983年2月20日 毎日新聞・ホットライン欄)

## 新たに少女ら60人自供

### 横浜 スリル満点、面白かった

三カ月前に横浜で、子どもたちによる浮浪者連続襲撃・殺人事件が起きたが、神奈川県警の七日までの調べで、浮浪者襲撃は、少なくとも八年前、昭和五十年ごろに始まり、その後小学生、中学生の間ですと繰り返されていたことが明らかになった。同県警はすでに、浮浪者を襲ったとみられる少年百数十から事情を聴いており、このうち女子を含む六十人近くが、「襲ったことがある」と認めている。先の事件では、襲撃した子どもたちの家庭環境などに問題がある、との見方が多かったが、事件が新たに大きく広がったことで、改めて、子どもたちがなぜ襲撃したのか、その土壌、背景が問われるだろう。

### 刑事事件の立証は無理



連続襲撃事件から三カ月。事件後、時差を消して、浮浪者は再び戻ってきたが、横浜市中区の国鉄内原地下街で。

警察の調べに対し、過去の浮浪者襲撃を認めているのは、横浜市中心部にある中、南、西、保土谷の四区内の、女子数人を含む未成年者、いま公立中学生生から、すでに大学生の者まで、年齢の幅は広い。確認された範囲では、襲撃は五十年ごろに始まった。いくつかの非営利グループが「自然発生的」に浮浪者を襲った。グループ相互に連絡はなく、「同時多発型」だったらしい。少年の中には、「小学校五、六年生ごろから石を投げつけたらしい」と話す者もある。

襲撃は、石を投げつける、けいてるものを踏みつける、けいて歩く、といった形をとった。しかし、被害を受けた浮浪者からの届けはなく、襲われていたのを見かけたはずの大人からの通報も、記録されていなかった。同県警は、襲撃日時、場所、被害者が特定できなかった。刑事事件にはきつい、とみている。

浮浪者連続襲撃事件 横浜市中区の山下公園などで、今年一月初めから二月初めにかけて、夜間、浮浪者が子どもたちの集団に襲われる事件が、続げに八件起きた。三人が死し、十三人がけがをした。一月十日から十二日にかけて、犯行グループの同市立中学一、三年生ら少年十人が逮捕された。十人はすでに全国の少年院、教護院に収容されているが、殺人事件二件が未解決のまま残る。神奈川県警は、なお捜査を続けている。

1983. 5. 8 朝日新聞

「横浜で浮浪者を殺した少年達は、今世論のフクロだたきにあっていますが、あの子どもたちを一方向的に責める大人たちもずるいと思います。駅の人が浮浪者にバケツの水をぶっかけて追い散らしたり、警官が野良犬でもしかるようになってきたりしているのを見ました。大人が悪いお手本を見せながら、今になって理性のよわい少年たちを血祭りにあげているみたい。」  
1983年2月20日毎日新聞・ホットライン欄

南署

## 事例1 虹の街入口 39才

- ①5月17日午前1時半、心齋橋アーケードで寝ている時。
- ②わら半紙の半分位の紙に、氏名、生年月日。番号C-14。
- ③何かあった時のためやっている。役所の方に知らせるためだ。外で寝ている人が多いので協力してくれ。
- ④本籍、氏名、生年月日。血液型をきかれB5ぐらいの用紙に左指(人さし指)の指紋をとられた。  
備考-仕事がない。梅田から難波に来た。

# 拒否すれば検挙

大阪・ミナミの橋で寝泊りする浮浪者全員を対象に、大阪府警南署が「浮浪者」作成の名指紋採取写真の撮影をしている。ところが、拒否した場合は軽犯罪法違反で検挙してもいい。採取する方針を明らかにしている。このため、法律や道徳に反対の運動している労働組合などから「人権問題」と批判の声が上がっている。

# 美観・治安へ顔写真も

## 「人権問題」と批判の声



地下街の入口に座り込む浮浪者たち。顔写真や指紋をえられた人も多い。17日夜、大阪・ミナミの目黒川

リスト作成作業はの七日ばかり始られ、十日までに約百人分を作った。最終的には七、八人になると同署はみている。

作業者は、同署警備の警員数人が一組になり南区内のアーケード街、高麗路の高架下、公園などを巡回。獲っている浮浪者から氏名、年齢、本籍などを聞き取り、氏名と生年月日、ナニバーを記した紙を持ってきて、半身の写真を撮っている。

「あいつら地区」(大阪北区成・釜ヶ崎一帯)からミナミへ来たといふ入さん等は、八日前一時、仲間二人と環筋の歩道で寝ていたところ、五人の制服警官に囲まれ、「要死事件があったので」と説明され、調査を受けた。所持品の検査を受け、写真撮影後、調査済

みのもんたを遊ばされた。一本道に警びろつと不審に思ったが、拒否で警察頭でなかつたといふ。

南署の小川区長は「横濱の浮浪者事件のような事件の被害者にならず、行き留まらなかつた場合、身元を確認する。一定住居所持がない者については、三年間から実施している」と説明する。

しかし、一方で「地元から浮浪者が多い」と苦情があつたためともいふ。とくに今年十月の大城築城四十年まつりのオープニングイベントが、南区内の御堂筋中心で行われ、同区は町のクリーン作戦を強化。浮浪者のリト作を牽制し、浮浪者の取り締まりを強化。キャリーなどの悪質客などの取り締まりと同様、重点事項と位置づけ、写真撮影は不可欠」と

浮浪者の実態把握は不可欠」と

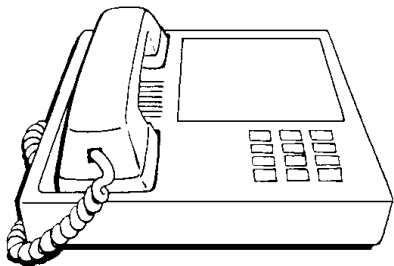
## 事例2 虹の街 42才 佐●た

- ①先おとといやられた。1時すぎ、戎橋筋
- ②34番。
- ③バタヤが集まって残パンを出さないとさわいだが、誰か知らんかと聞かれ、自分が疑われたと思った。
- ④住所、どこからきたかを聞かれた。最初、指印しないと云ったら、あんた何か悪いことしたのかと言われ、指紋10本とられた。

### 見逃さない問題だ

森井洋西大教授(刑事訴訟法の)の注意に誘われて、法廷のなかに開示はしないが、法廷に開示しないのは事実上、知照の無いに等しい。このようにして、浮浪者だかやむを得ない、と見逃してしまふのは、強い人の人権侵害を突撃して、強制的な法廷行為を認容させられていることになるから。

今の繁栄する日本で、大の男が、  
アパートにも住めず、食べるのにも  
困っているというのは、本人がよほ  
ど**グウタラでナマケモノ**だからなん  
でしょう。そんな人達に、**人権なん  
かあるんですか**。あなた達はど  
うつもりで騒いでいるんですか。



なぜ野宿して  
いるか、ご存  
じですか

私は“浮浪者”に知り合いはい  
ないし、関心もない。そんなこと  
、知りたくもない。



週刊新潮の“東京情報”欄には、次のように書かれていた。

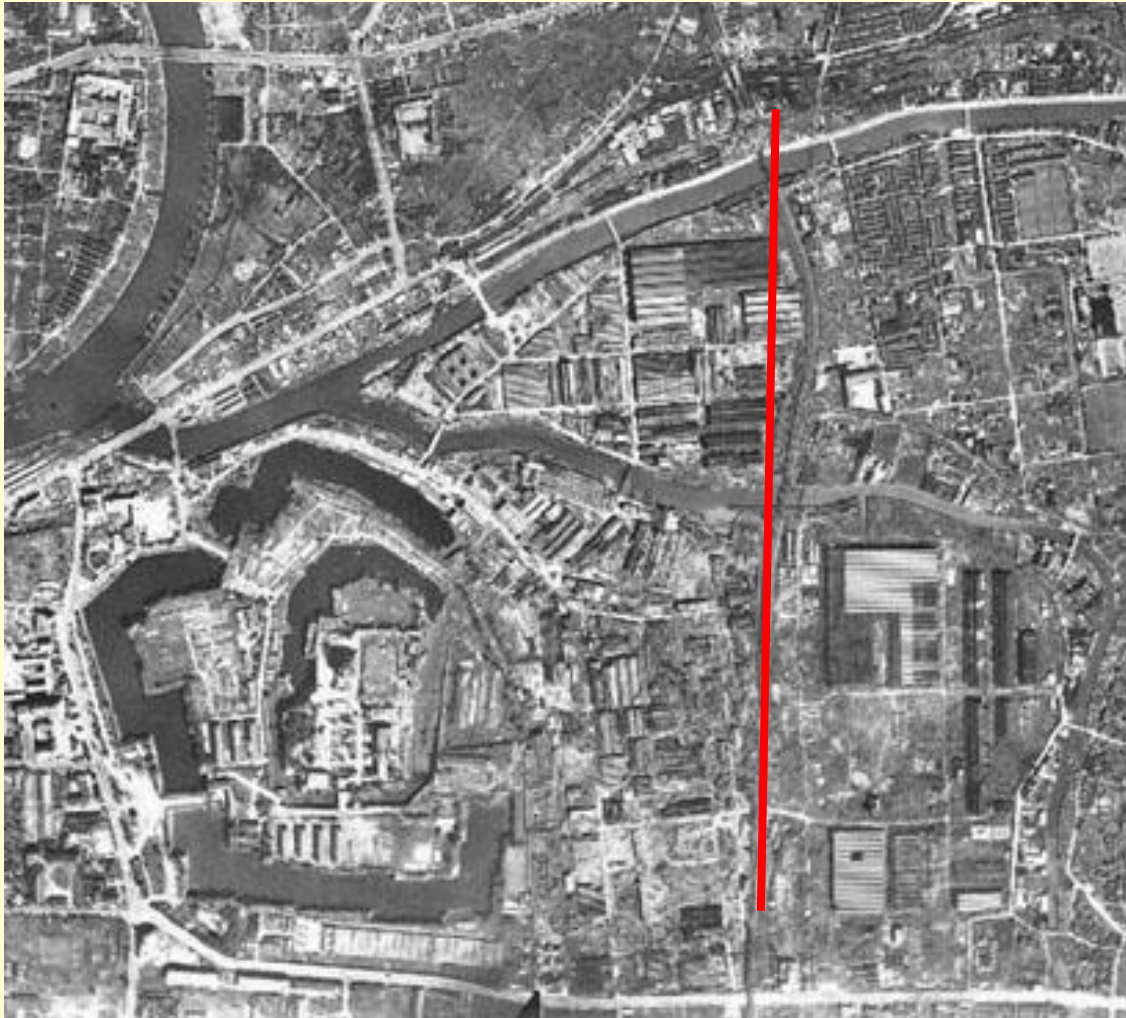
朝日新聞の記事は、『これはもう「報道」というより、悪意ある「威嚇」もしくは社会に対する「挑戦」ではないか。』

『市民の苦情のタネになって』おり、『このままではミナミの繁華街にまともなお客が寄りつかなくなるし、治安上も大問題だということで、住民が立ち上がって』いるし、『浮浪者というのは、その存在自体が犯罪なのだ』から、『さっさと検束なり検挙なりして排除すべき存在である。』

『午前一時に歩道で寝ている人間に、どんな権利があるというのだ。権利というのは、義務を果たして、みんなと協調している人間に、はじめて生じるものなのだ。』(83年5月26日号)

## 戦後史と個人史

1983年5月心齋橋「ワシントン靴店」前で、警察官から指紋と顔写真をとられたNさんの歴史と日本の戦後史



大阪市大淀に生まれ

16歳の時に森ノ宮の砲兵工廠に勤めはじめた

敗戦後は、炭坑、港湾、そして釜ヶ崎へと移る

1945年敗戦の年に、砲兵工廠に勤め始めたとして、1983年まで38年たっているから、聞き取り時推定年齢54歳以上となる。

2008年現在時点で、ご健在ならば79歳以上。

大阪砲兵工廠は、1945年8月14日まで、4万人の働く兵器工場として健在だった。それまでの度重なる空襲は、砲兵工廠をねらっていない。



## 戦後復興と傾斜生産方式

エネルギー源＝石炭生産の減少  
敗戦で朝鮮人・中国人労働者がいなくなった。

1940～45年の間に日本に連れてこられた朝鮮人は120万人余  
昭和22年10月16日参 - 鉱工業委員会 古河鉱業専務の円城寺  
炭鉱は、御承知の通り戦争中は殊に坑内におきまして熟練労働者がお  
りませんものだから俘虜や或いは半島の方や中国の方や沢山な素人  
の人が入つてそうして戦争の目的に副うように努力して来たのであります。  
それが終戦になりまして、一時に坑内の労働者を失ひまして、非常  
に炭鉱が困つたことも御承知の通りと思います。

石炭の不足で鉄鋼生産の減少

1946年7月 経済安定本部

傾斜生産方式採用  
石炭の増産に人・資金を集中  
鉄鋼増産に結びつける。  
増産した鉄鋼をも石炭増産に投入  
他産業の波及をはかる。

炭坑で働く労働者や家族には  
食糧配給の増配、就職しよう  
とするものの家族に対しては、  
門出の饂飩別に甘藷(サツマイ  
モ)の特配などが決定

鉄道・ガス・製鉄などの産業  
では、社員を“坑援隊”として  
組織し、炭坑へ送り込んだ。

“ボツダム宣言受諾に伴う労  
務充足に関する勅令”による  
国民強制徴用の強権発動実  
施が検討され、募集不良地  
区で実施するという決定まで  
なされた。

ちよく - れい【勅令】明治憲法下、帝国議会の協賛を経ず、天皇の大権により発せられた  
命令で、一般の国家事務に関して法規を定めたもの。(電子版広辞苑4版)

## 時代が美談を産む

『徳島市Yさん(45)は、陸海軍に奉公の子息たちの復員を幸ひ、一家をあげて一生採炭報国に挺身を決意。九州へ向けて出発前に、「新日本建設のためには徴用令を待つまでもありません。永々に働きます」と固い決意を語った。』(朝日新聞 昭和20年12月6日)

ワシントン靴店の前でワンカップを傾けながら話をしてくれたNさんも、鉄砲の次は石炭で、“滅私奉公”のやり直しを、と考えて炭坑におもむいたのかも知れない。

## だが、しかし

49年にはドッジ・ライン(収支均衡を基本とする予算編成、軽罪復興金融債の中止など)の実施による“金詰まり”で、三井・三菱などの大ヤマを別として、小さいヤマでは賃金の支払い遅延が相次いだ。また、世の中が一定の落ち着きを取り戻し、石炭生産体制が軌道に乗り始めるや、戦後、鳴り物入りで募集して都市からの労働者を、能率が悪いと追い出し、戦前のように近在の貧農地帯にいる安く使える労働者との入れかえも始められた。

1953年には石油の進出が本格化し、閉山・合理化による首切りが始まる。

## 1950年6月に始まった朝鮮戦争と港湾の賑わい

『朝鮮動乱の時に好景気になった。今まで港湾の実態として働いていた人が、人がたらんようになった。それ九州やそれ四国や田舎やいうことで寄せ集めてきた。その影響で港湾に行ったら金儲けできるということで人がどんどん集まってくる。

その中に生まれてきたのが会社の**手配師**、**要するに力の強い暴力団**が、片方、好景気でもうけた会社が大きくなっていく。これに目をつけた、やはり山口組なり組関係が、業に手をのばしていく。』

“六大港統一情報”の座談会の中で、全港湾神戸支部弁天浜分会のH副分会長の話

朝鮮休戦協定が結ばれた53年7月以後も軍需特需は続き、55年までの5年間に、兵器・石炭・自動車・綿布・建物建設・荷役倉庫・電信電話などを中心に、ありとあらゆる産業にひろがり、総額17億ドル(6千余億円)に達したと言われている。

朝鮮の戦場へ向けての物資の輸送の増大や輸出の増加は、人力に頼ることの多かった港湾荷役を活気あるものとした。



沖に停泊する本船



舢舨(はしけ)に移し替えて陸へ



宮古製糖初出荷風景(1960年)。

## 砲兵工廠→炭坑→港湾→釜ヶ崎

港湾荷役の活況を聞き、九州の炭坑を離れたNさんは、当時、体力にも自信があったので、大阪に帰ることなく、神戸港で港湾労働者(仲仕)として働くことにした。

舩を中心とした人海戦術による当時の日本の港湾荷役方式は、日本経済の高度成長を繁栄する港湾取扱貨物量の激増に対応しきれず、61年には、労働力不足から、横浜・神戸など六大港では一ヶ月に三千隻が滞船し、二ヶ月も接岸できないという極端なケースもでるといふ異常船混み現象が発生、日本経済の由々しき問題とされた。

それは、港湾労働者にとっては、一度沖へ出れば、いつ帰れるかわからぬ過酷な労働を強いられることを結果する。

炭鉱から港湾へと移動し、肉体労働を続けたNさんは、61年の異常船混み現象を体験したあと、体力の衰えを感じ、交通事故にあった労働者に対する警察官の人を人として扱わぬ対応への怒りを原因とする第一次釜ヶ崎暴動の翌年、1962年に、釜ヶ崎へと身移した。

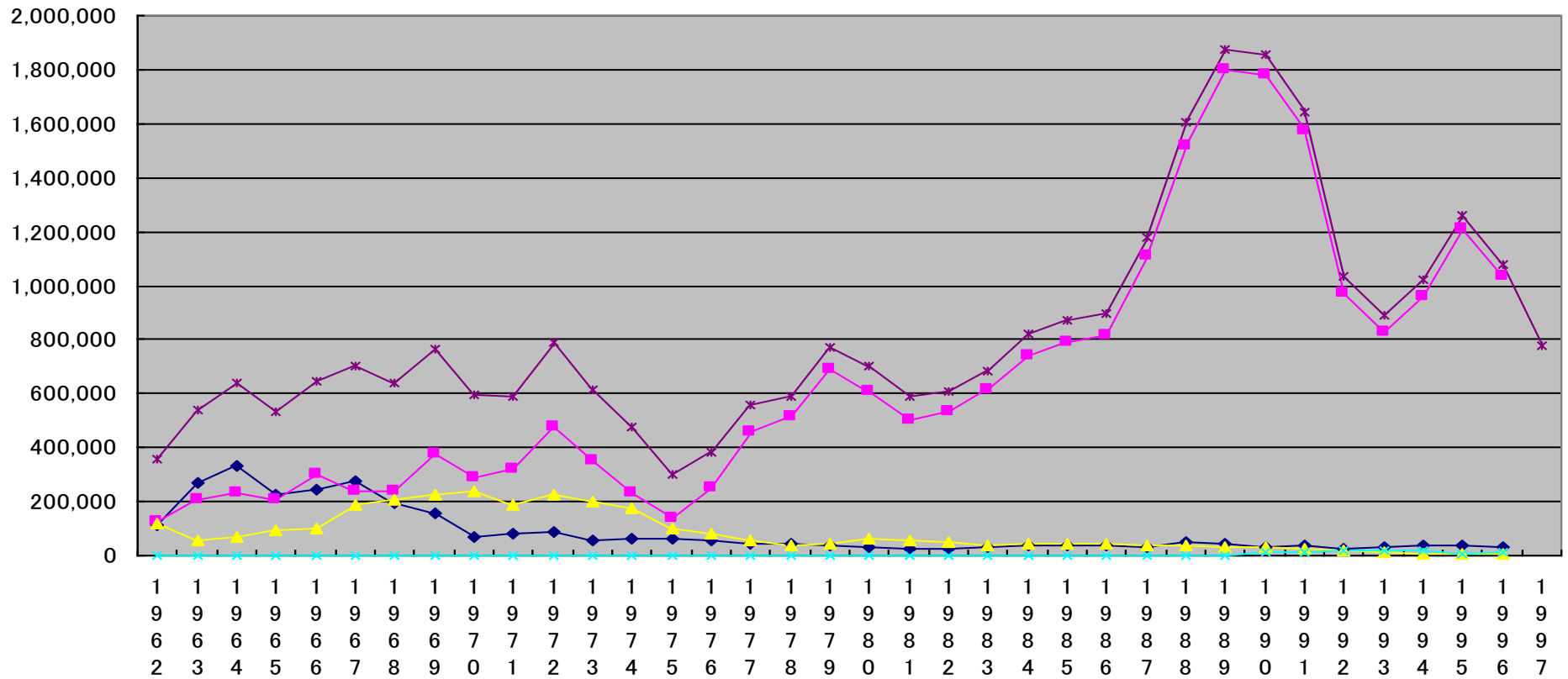
62年には、“全国総合開発計画”が決定されている。この計画は、四大工業地帯を結ぶ太平洋ベルト地帯を中心として、全国のいくつかの拠点地域に、鉄工・石油・石油化学・エネルギー産業を組み合わせたコンビナートを建設しようというもので、このために、道路・港湾・用地・用水などの産業基盤整備に膨大な公共投資がおこなわれた。また、阪神高速道路公団が発足した年でもある。

その3年後の65年には“日本万国博覧会”の大阪開催が正式に決まり、翌年から70年にかけての4年間で、大阪市の地下鉄網が整備され、大阪府の中央環状線など十大放射三環状道路の建設が促進された。その事業費は、総額9千億円であったといわれている。

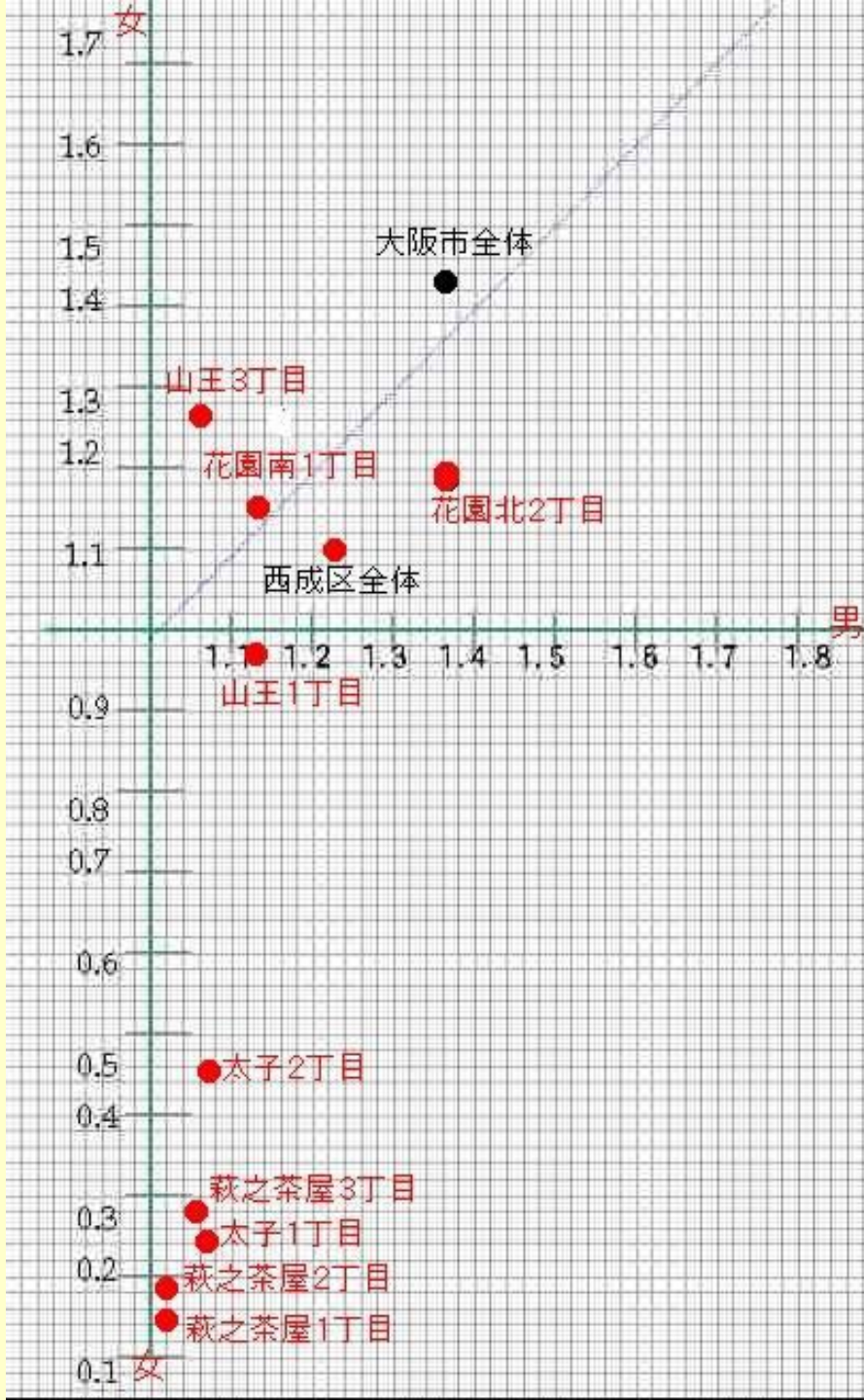
万国博協会は、会場建設に最盛期2万人の労働者が必要と算定し、出稼ぎの多い東北地方、中国地方や沖縄まで協会職員が協力を求めに出かけていったのだった。

# 現金求人数推移—西成労働福祉センター調べ

◆ 運輸    ■ 建設業    ▲ 製造業    ✧ その他    \* 合計



『昭和30年代後半、所得倍増計画以降から建設業における産業基盤の設備投資ブームに乗り、就労数は年々増加している。ベトナム特需や貿易の活発化による、輸出入物資の増加は港湾・沿岸荷役の就労数を激増させ、東京オリンピックが開催された昭和39年は全就労数の45%を占め、昭和30年代のピークを形成した。昭和40年代にはいと昭和41年の港湾労働法の施行で、港湾荷役の合理化、近代化が進み港湾荷役への日雇労働者の比率は年々低下した。(略)しかし、一方、堺泉北臨海工業地帯の造成がすすむ中で、鉄鋼・化学・造船等の製造業における就労数が増え、昭和45年には全就労数の40.2%を占めるまでになった。民間の大型設備投資ブームや万博関連工事等で昭和44年の就労数は40年代前半のピークとなった。』西成労働福祉センターの事業報告(82年20周年特集号)



国勢調査の各町名ごとの男と女の人数をそれぞれ世帯数で割った結果を示すもので、**横軸は一世帯当りの男の人数、縦軸は一世帯当りの女の人数**となっている。

大阪市全体では、一世帯当りの男女の数はほぼ半分となっているが、釜ヶ崎の各町においては、一世帯当り女は一人以下であり、男も限りなく一人に近く、男の単身労働者の世帯が多いことを示している。1980年(昭和55年)国勢調査

釜ヶ崎資料センターは1986年12月30日と1987年1月5～7日の4日間、雇用保険給付金支給時間のあいりん職安前フロアで聞き取り調査を行った。

目的は急増した手帳所持者（1981年15,191人→1984年18,881人→1986年24,458人）が新規釜ヶ崎来入者なのか従来から釜ヶ崎にいて新しく手帳を作成した者なのかを把握すると共に、80年代初頭の不況の影響を探ることにあつた。結果、不況業種の製造業からの参入が多いことが確認された。

#### ・ 釜ヶ崎に来る直前の職業

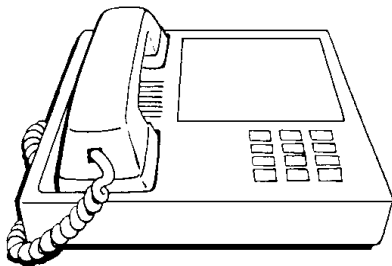
製造—28人（繊維1・鉄鋼8・造船5・機械2・他12）／金融・販売・サービス—3人／建設・土木—27人 自営—12人／農林・漁業—3人／他—12人 計—85人

#### ・ 釜ヶ崎に来る直前の職業、退職理由

合理化・倒産—32人／労災事故・病気—5人／自己都合退職—26人／他—22人



今の繁栄する日本で、大の男が、  
アパートにも住めず、食べるのにも  
困っているというのは、本人がよほ  
ど**グウタラでナマケモノ**だからなん  
でしょう。そんな人達に、**人権なん  
かあるんですか**。あなた達はど  
うつもりで騒いでいるんですか。



なぜ野宿して  
いるか、ご存  
じですか

私は“浮浪者”に知り合いはい  
ないし、関心もない。そんなこと  
、知りたくもない。





大阪市告示第00号(左看板)

花園公園は下記の期間中改良工事のため**使用を休止**する

昭和51年11月15日大阪市長 大島靖

1. 場所 大阪市西成区花園北1丁目
2. 期間 昭和51年11月15日から  
昭和52年6月30日まで

告(右看板)

大阪市告示第00号により本公園を**供用休止**したので、大阪市公演条例第4条第1項第1号の規定に基づき、休止期間中一般の立ち入りを禁止する。

昭和51年11月15日大阪市公園局長

花園公園は、以前、四条ヶ辻公園といわれていました。そこでは、**1971年暮れから毎年、年末年始に「テント村」が「開村」**されていました。

**75年2月27日朝日新聞(大阪)**

「あいりん・**テント村**ついに撤去・抵抗の住民14人逮捕・**機動隊出動させ代執行**」

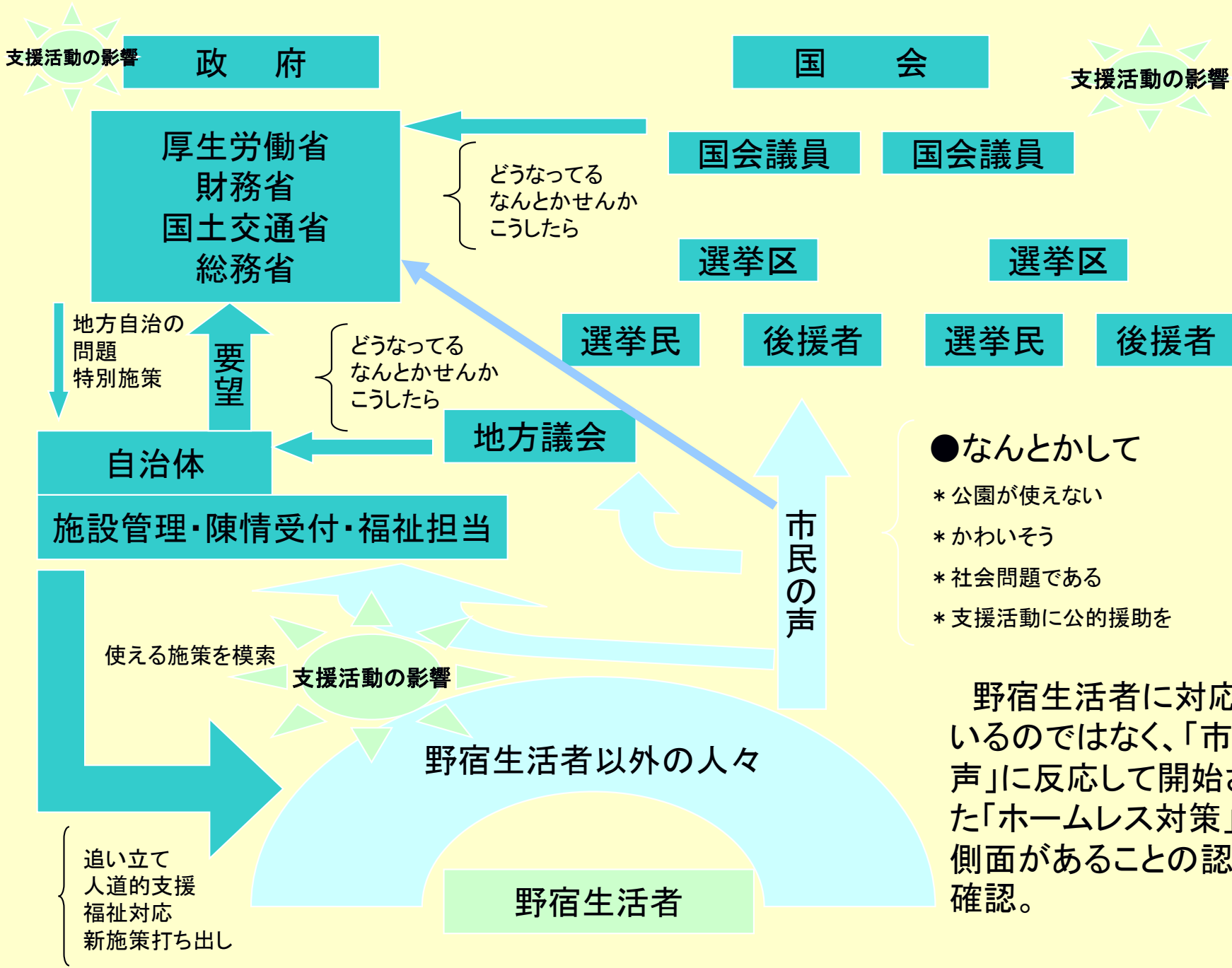
テント村が長引きそうになって市民生局は頭を抱えた。/テント村を強制撤去した場合、住人をどこに收容するか一要保護者をあずかる更生施設は不況のせいで入所者が急増している。**大阪市内4施設、定員7百人のところへ千人の超満員。**

あいりん地区に多い結核患者を收容してくれる病院も少ない。和歌山、京都の病院まで捜しまわっているのが実情。

「今年の暮れは、もう公園は貸さない。再びこのようなテントはつくらせない。」代執行終了後、大阪市公園局管理部長は断言した。/しかし、十分な施設と病床はあるのか。/「更生施設は50年度に急いで2カ所を新設する計画ですが、場所や時期はまだ…」と市民生局福祉部長は口ごもった。

**就労対策となると民生局は大阪府労働部の責任範囲だと逃げ**、府労働部の現在の対応も民生局から「とても満足のいくものでない」と批判されている有り様なのだ。

**1998(平成10)年12月28日**「教育環境」の悪化を理由に、今宮中学校南側道路で**テント生活**していた人たちが強制排除



支援活動の影響

政府

国会

支援活動の影響

厚生労働省  
財務省  
国土交通省  
総務省

国会議員

国会議員

どうなってる  
なんとかせんか  
こうしたら

選挙区

選挙区

地方自治の  
問題  
特別施策

要望

選挙民

後援者

選挙民

後援者

どうなってる  
なんとかせんか  
こうしたら

地方議会

自治体

施設管理・陳情受付・福祉担当

市民の声

●なんとかして

- \* 公園が使えない
- \* かわいそう
- \* 社会問題である
- \* 支援活動に公的援助を

使える施策を模索

支援活動の影響

野宿生活者以外の人々

野宿生活者

野宿生活者に対応しているのではなく、「市民の声」に反応して開始された「ホームレス対策」の側面があることの認識を確認。

追い立て  
人道的支援  
福祉対応  
新施策打ち出し

# 宝塚市会議事録＝平成18年第 5回定例会(議員質問)

## 市民要求実現＝公園の維持管理の問題

御幸公園  
(武庫川沿い一番南)

### 公園維持管理

- 不法投棄等もあってごみが一ところにかためられている
- 木製のベンチ＝腐ってしまっている

もう一つの問題＝ホームレスの方が現在3名、住まれています

- 公園の管理というよりも大きな問題
- 近隣の住民からはやっぱりちょっと怖いというような、よくない意見といいますか、そういう意見も

## 宝塚市会議事録＝平成18年第 5回定例会(理事者側答弁)

### 御幸公園のホームレスの問題につきまして

2001(平成13)年8月ごろ、初めて公園管理者として現地の方を確認

2002(平成14)年、結核発症一対応

2005(平成17)年、一人死亡

2006(平成18)年12月現在、3人がお住みになってる

都道府県名	15年	19年	増減数	都道府県名	15年	19年	増減数	
全国	25,296	18,564	-6,732	宮城県	石巻市	8	2	-6
大阪府	7,757	4,911	-2,846	福島県	郡山市	8	2	-6
東京都	6,361	4,690	-1,671	茨城県	城里町	8	1	-7
兵庫県	947	627	-320	栃木県	栃木市	8	2	-6
尼崎市	323	264	-59	埼玉県	久喜市	8	0	-8
神戸市	323	135	-188	東京都	小金井市	8	6	-2
西宮市	130	91	-39	東京都	小平市	8	3	-5
姫路市	57	51	-6	東京都	国分寺市	8	2	-6
伊丹市	39	18	-21	東京都	福生市	8	16	8
明石市	16	9	-7	東京都	狛江市	8	20	12
芦屋市	16	2	-14	愛知県	蒲郡市	8	22	14
加古川市	15	34	19	大阪府	泉南市	8	7	-1
川西市	9	8	-1	兵庫県	宝塚市	8	3	-5
宝塚市	8	3	-5	広島県	呉市	8	4	-4

収入＝生活保護基準以上

相対的安定生活を送る人々

安定阻害要因発生

安定した収入源の喪失

安定した人間関係の喪失

阻害要因克服

野宿にいたるおそれのある人々

条件悪化

収入＝生活保護基準以下

家賃＝4万2千円

生活費＝8万円

計＝12万2千円

住居の喪失

野宿生活者は安定した住居を持たないし、食も欠乏しがちだ。

だから、人権が損なわれている。当然、補填されるべき。

でも、人としての努力の評価抜きでは……

の声も……

野宿生活者

食の欠乏

一時的移行

短期野宿

長期野宿

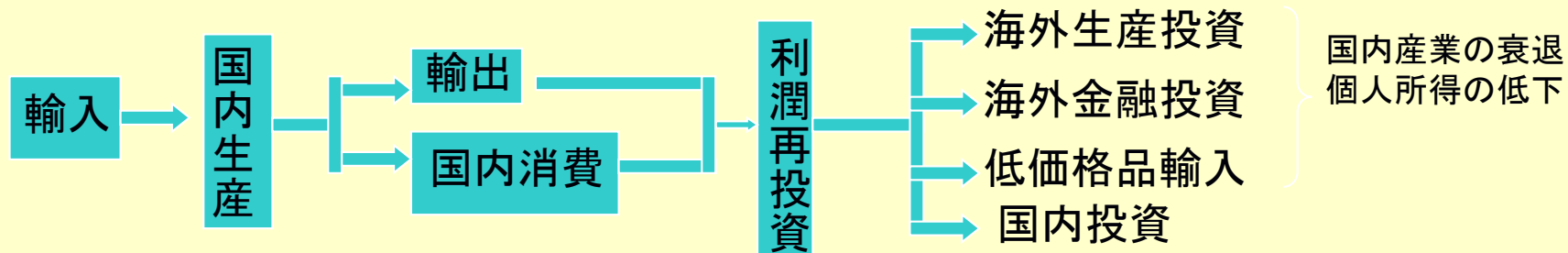
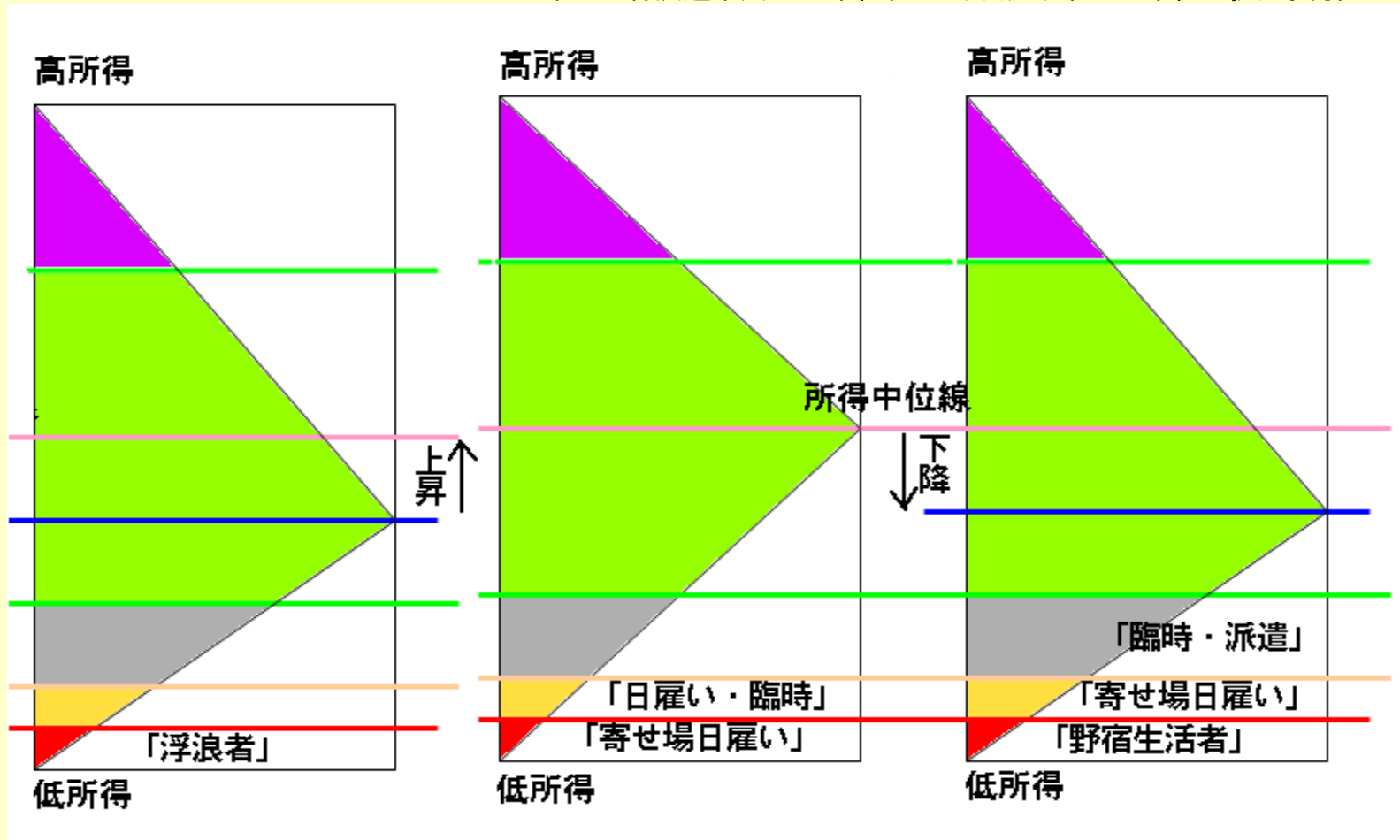
死亡

- 1991(平成3)年 阪神、阪急、名神などの高架下等の公園や道路、そして、比較的大きな公園のベンチやあ  
ずまやに布団を持ち込んで生活。年齢にして30代から60代ぐらいまでで、人数として約10名  
程度を把握(兵庫県西宮市)
- 1994(平成6)年 厚生労働省、ホームレス問題は地域課題との認識
- 1995(平成7)年 ホームレスの実態調査につきましては、安否確認、健康状態を把握するため、平成7年5月  
から定期的に実施(静岡県浜松市)
- 1996(平成8)年 エルムの里公園は、10数名が公園を占有した、いわゆる定住型のテント生活を始めま  
した(北海道札幌市)
- 1997(平成9)年 11月政務次官・大阪府・大阪府警・大阪市あいりん地区対策特別会合
- 1998(平成10)年 小淵総理大阪視察
- 1999(平成11)年 2月 第1回ホームレス問題連絡会が総理府において開催  
5月 ホームレス問題に対する当面の対応策 とりまとめ
- 2000(平成12)年 3月 ホームレスの自立支援方策について
- 2001(平成13)年 8月ごろ、美幸公園初めて公園管理者として現地の方を確認
- 2002(平成14)年 8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 2003(平成15)年 第1回全国概数・実態調査、国の基本方針



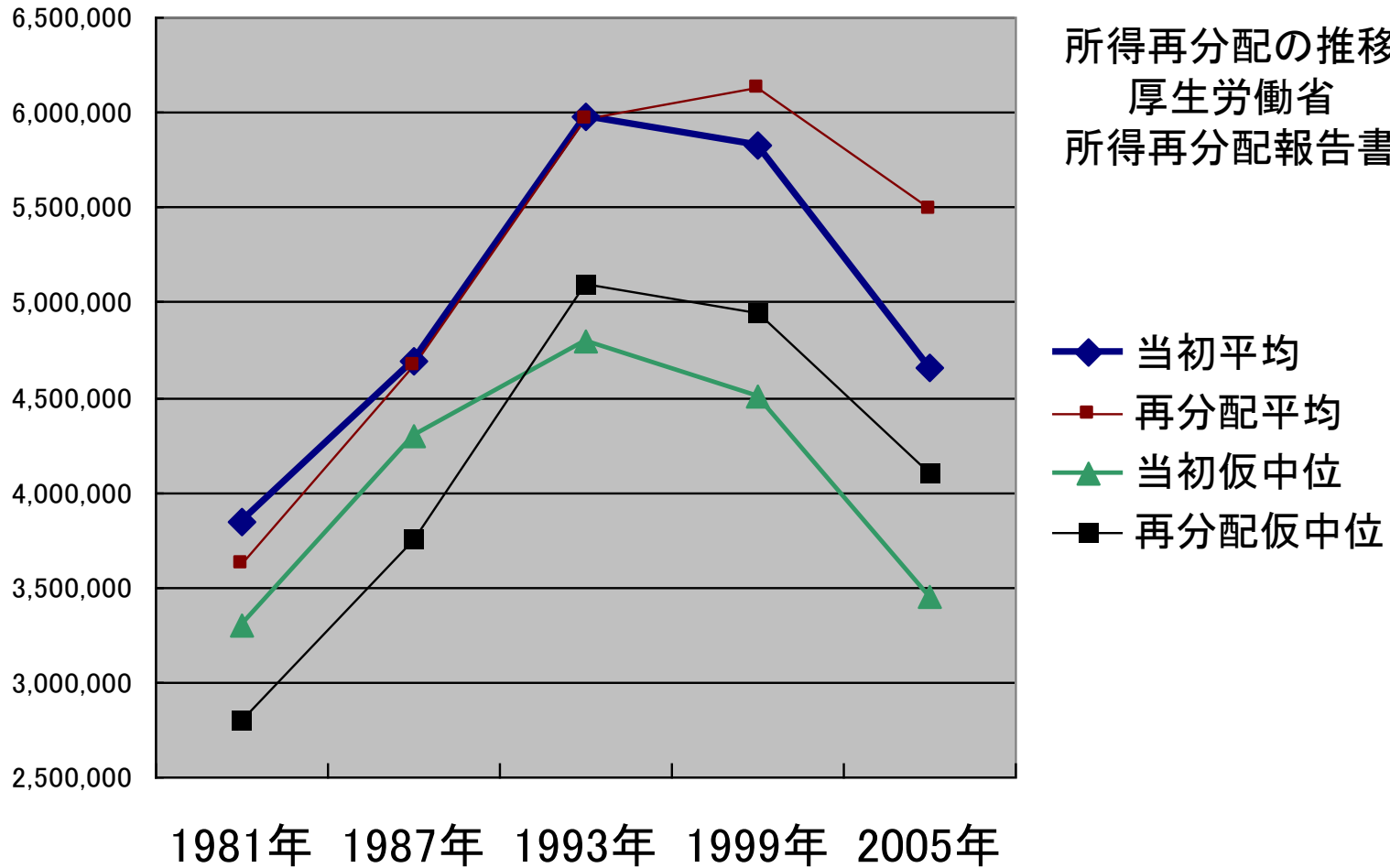
# 高度成長から低成長→格差社会へ

1986年→人材派遣業法=13業種、1996(平成8)年=23業種へ拡大。現在26業種)



2000(平成12年)11月を、いつごろの  
バブル景気の山とし、2002(平成14)  
年1月を景気の谷

所得再分配の推移  
厚生労働省  
所得再分配報告書



「所得再分配調査」は税制や社会保障制度による再分配の実態を明らかにする目的で実施されており、社会保障給付や社会保険料を種類毎に分類して、収入・所得と拠出・負担の内訳を正確に把握するための調査

退職一時金、企業年金、生命保険金も賃金などと同様に「当初所得」に含める一方、公的年金などの社会保障給付は「当初所得」からは除外して「再分配所得」のみに計上

# 全国消費実態調査

年間収入五分位階級		平成11年	平成16年
全世帯	第Ⅰ階級	～413万円	～374万円
	第Ⅱ階級	413～578	374～517万円
	第Ⅲ階級	578～763	517～689万円
	第Ⅳ階級	763～1029	689～940万円
	第Ⅴ階級	1029万円～	940万円～
年間収入十分位階級		平成11年	平成16年
全世帯	I	(～321万円)	(～297万円)
	II	(321～413)	(297～374)
	III	(413～496)	(374～445)
	IV	(496～578)	(445～517)
	V	(578～664)	(517～599)
	VI	(664～763)	(599～689)
	VII	(763～880)	(689～797)
	VIII	(880～1029)	(797～940)
	IX	(1029～1294)	(940～1180)
	X	(1294～)	(1180～)
勤労者世帯	I	(～399万円)	(～360万円)
	II	(399～490)	(360～451)
	III	(490～570)	(451～527)
	IV	(570～650)	(527～600)
	V	(650～730)	(600～680)
	VI	(730～819)	(680～760)
	VII	(819～927)	(760～858)
	VIII	(927～1061)	(858～989)
	IX	(1061～1300)	(989～1200)
	X	(1300～)	(1200～)

1999(平成11)年

2004(平成16)年

内閣府経済社会総合研究所で開催される景気動向指数研究会は、景気循環の景気基準日付を確定する機関ですが、**2002(平成14)年1月を景気の谷として、その後の日本経済は回復を遂げ、通称いざなぎ景気の57ヶ月を超える景気拡張期間**をとげていると認定しています

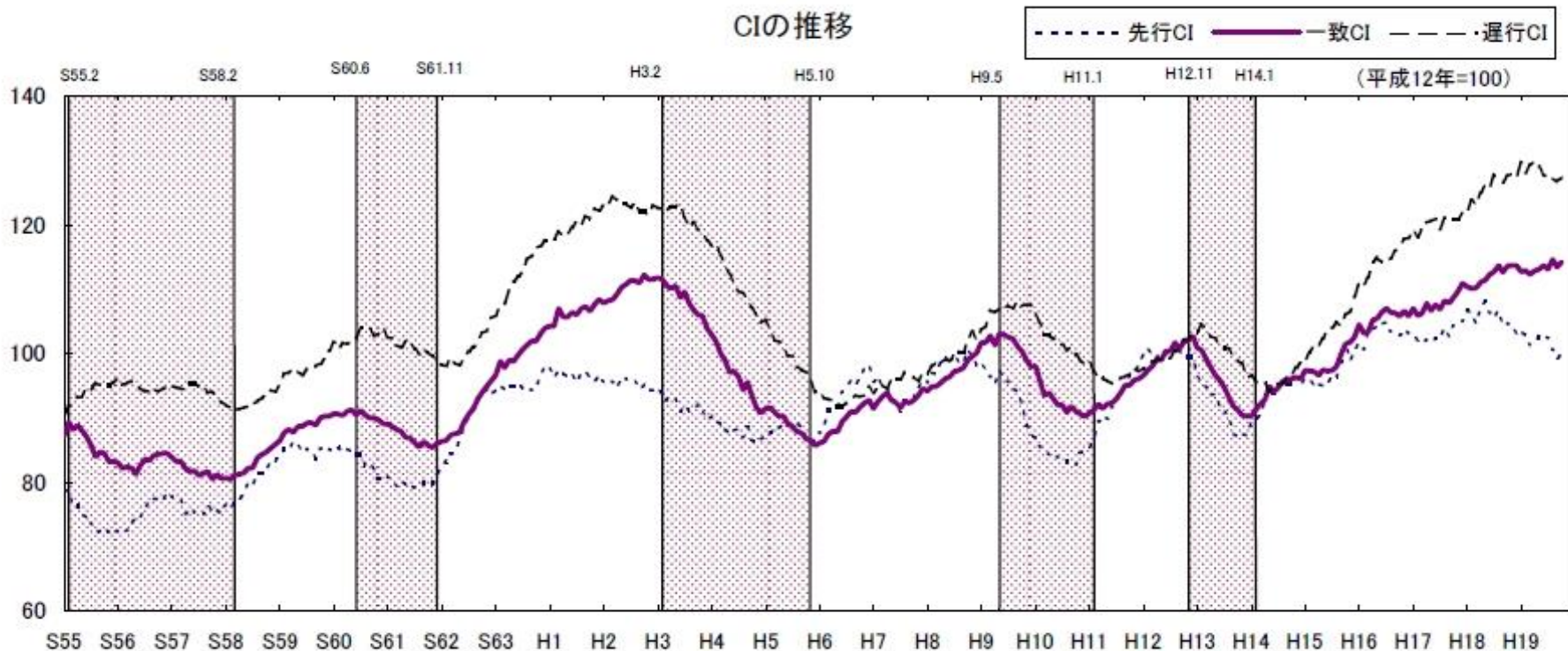
## バブル経済

1986年12月から1991年2月までの4年3か月(51ヶ月)間を指すのが通説

1986年→人材派遣業法＝13業種、  
1996(平成8)年＝23業種へ拡大。  
(現在26業種)

**オールにっぽん釜ヶ崎**情況

# CIの推移



バブル経済

1986(昭和61)年12月

就職氷河期

1991(平成3)年2月

所得最高水準?

氷河期世代

大卒だとおおむね1970年代から1980年代初頭生まれ

大学・短大進学率  
 1970年 24.2%  
 1980年 31.9%  
 2003年 48.6%

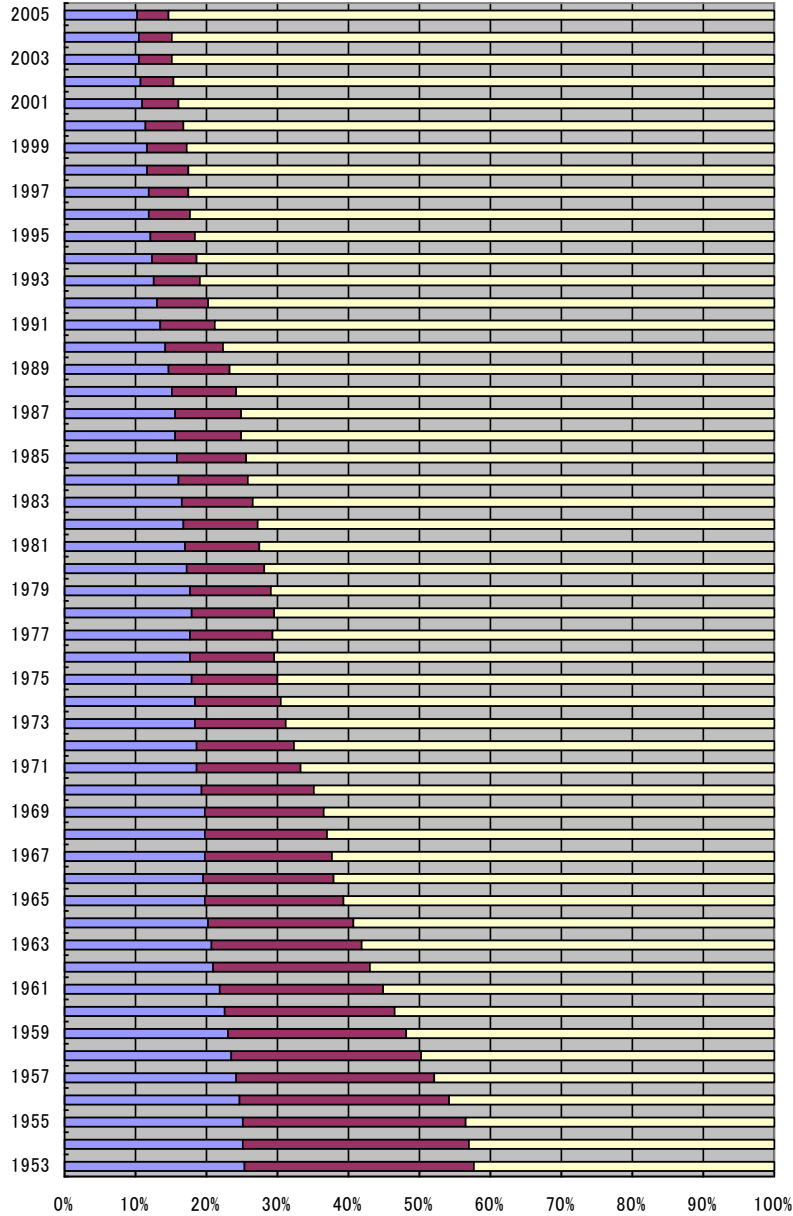
へ拡大。

1996(平成8)年11月23業種

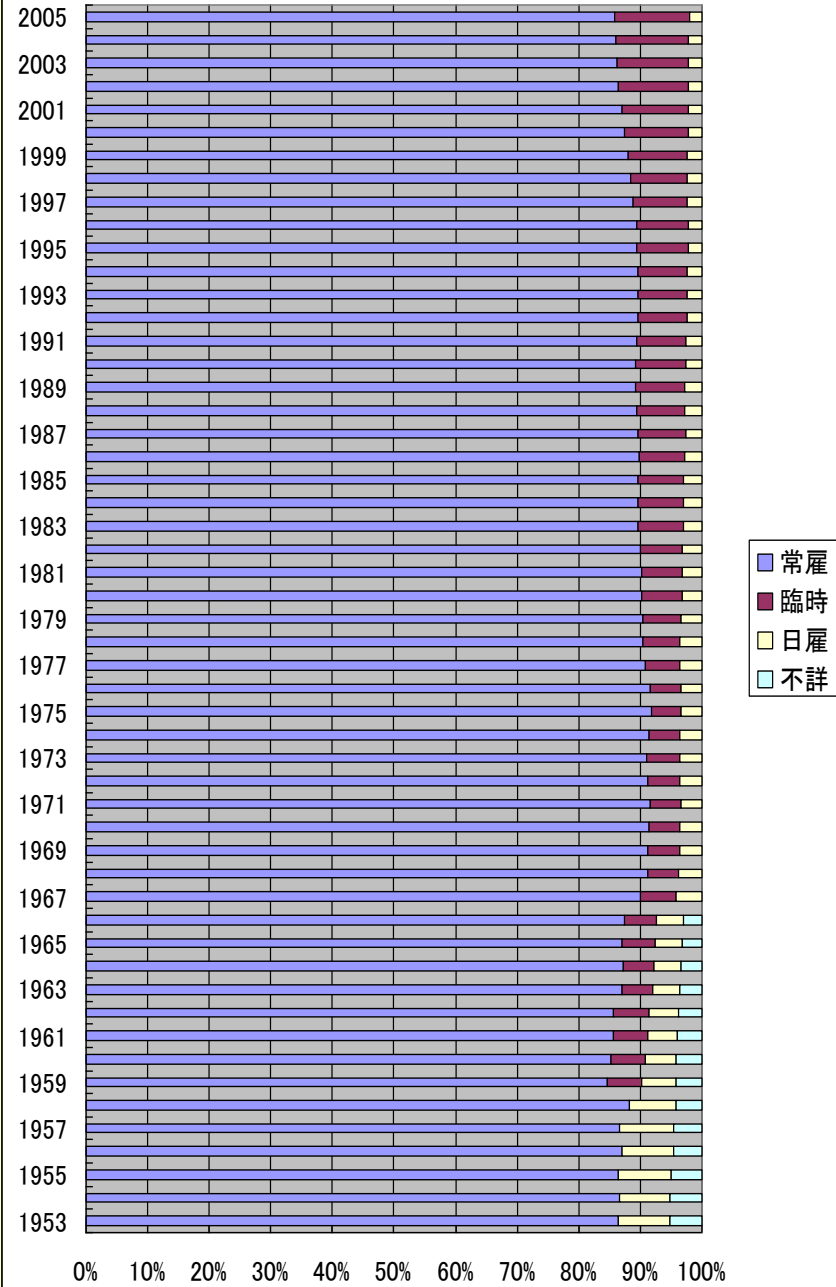
家計消費額縮小

2002(平成14)年8月特措法

# 労働力調査



- 自営業主
- 家族従業者
- 雇用者



- 常雇
- 臨時
- 日雇
- 不詳

土木建設産業関係で働いていた人が野宿生活者の中に占める割合が高く、とりわけ日雇いという雇用形態で働いていた人々が多いことは、これまで検討してきた中で確認されたところである。景気や季節変動で就労機会が安定せず、加齢によっても就労機会が狭まることが、野宿に至る大きな要因である。

この特徴は、長く土木建設関係と中小零細の製造に見られたものであったが、今や全産業に及んでいる。

### 電機総研「電機産業における請負活用の実態に関する調査」(2003年)

製品のライフサイクルが「数ヶ月」の事業所では、請負労働者の比率が20%以上を占める事業所が7割を超え、「半年程度」の事業所では5割となっている。製品のライフサイクルが「1年」を超えると、請負労働者の比率が20%以上を占める事業所比率は2～3割程度にとどまっている。また、生産変動の見通し別にみた請負労働者比率をみると、「ほとんどつかない」事業所では、請負労働者の比率が20%以上を占める事業所が6割を超えている

付2 - (3) - 7表 請負労働者の年齢構成

(単位 %)

総数	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
100.0	1.1	35.4	34.3	15.7	10.7	1.6	1.3

資料出所 厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査」(2005年)

付3 - (2) - 5表 フリーター、ニートの採用について (複数回答)

(単位 %)

方針	割合
正規従業員として採用するつもりはないが、非正規従業員として採用する	23.3
正規従業員としても、非正規従業員としても採用するつもりはない	41.8
積極的に正規従業員として採用して育成したい	1.4
その他	8.1
特に区別せず正規従業員として採用する	23.4
無回答	3.8

資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「人口減少社会における人事戦略と職業意識に関する調査」(企業調査 2004年)

(注) 複数回答。

短期契約で転職を繰り返す人々が、正規雇用の中に入り込むことは容易ではなく、結婚することもできず、単身のまま中高年齢期に突入する。

付3 - (2) - 23表 年齢階級別有配偶者の占める割合 (男性)

(単位 %)

年齢階級計	1992年				2002年			
	雇用者計	正規従業員	非正規従業員	パート・アルバイト就業者等	雇用者計	正規従業員	非正規従業員	パート・アルバイト就業者等
年齢階級計	70.9	68.9	64.9	57.8	67.4	67.2	53.0	51.6
15～19歳	1.1	1.1	0.9	0.9	2.7	3.4	1.7	1.2
20～24歳	8.7	8.8	6.0	3.8	10.5	12.1	5.7	3.7
25～29歳	34.4	34.8	20.0	13.5	32.2	34.4	14.8	10.2
30～34歳	67.4	67.8	40.4	28.8	57.3	59.2	30.3	18.6
(92年との差)								
年齢階級計	-	-	-	-	-3.4	-1.7	-11.9	-6.2
15～19歳	-	-	-	-	1.7	2.3	0.8	0.3
20～24歳	-	-	-	-	1.8	3.2	-0.3	-0.1
25～29歳	-	-	-	-	-2.2	-0.4	-5.2	-3.3
30～34歳	-	-	-	-	-10.0	-8.6	-10.1	-10.2

資料出所 総務省「就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 在学者を除く。年齢階級計は、15歳以上の合計。

これはまさに、現在野宿生活者の多数を占める日雇い労働者たちが、かつてたどってきた道である。

付3 - (2) - 1表 年齢階級別フリーター数及びその各年齢人口に対する比率

(単位 万人、%)

年齢階級	2002年		2003年		2004年		2005年	
		対人口比		対人口比		対人口比		対人口比
15～34歳計	208	11.1	217	11.6	214	11.6	201	11.2
15～24歳	117	19.7	119	20.5	115	20.5	104	19.4
25～34歳	91	7.1	98	7.6	99	7.8	97	7.7
(参考) 35～44歳	25	2.8	29	3.2	28	3.0	30	3.2

資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」

- (注) 1) フリーターの定義は、第1 - (1) - 24図の注を参照。  
 2) 男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者。

付3 - (2) - 2表 年齢階級別非正規従業員数及びその各年齢人口に対する比率

(単位 万人、%)

年齢階級	2002年		2003年		2004年		2005年	
		対人口比		対人口比		対人口比		対人口比
15～34歳計	286	15.2	301	16.1	326	17.7	329	18.3
15～24歳	133	22.4	139	24.0	144	25.7	140	26.1
25～34歳	153	11.9	162	12.6	182	14.3	189	15.0
(参考) 35～44歳	51	5.8	54	6.0	67	7.3	69	7.3

資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」

- (注) 男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者。



1993(平成5)年生まれ

福井県坂井市内中学校の卒業文集(8クラスのうちのークラス)に、「**将来ホームレスになってそうな人**」14名(男子3人、女子11人)の実名が挙げられていることがわかり、卒業文集が回収された。(2008年5月8日朝日新聞夕刊・大阪)

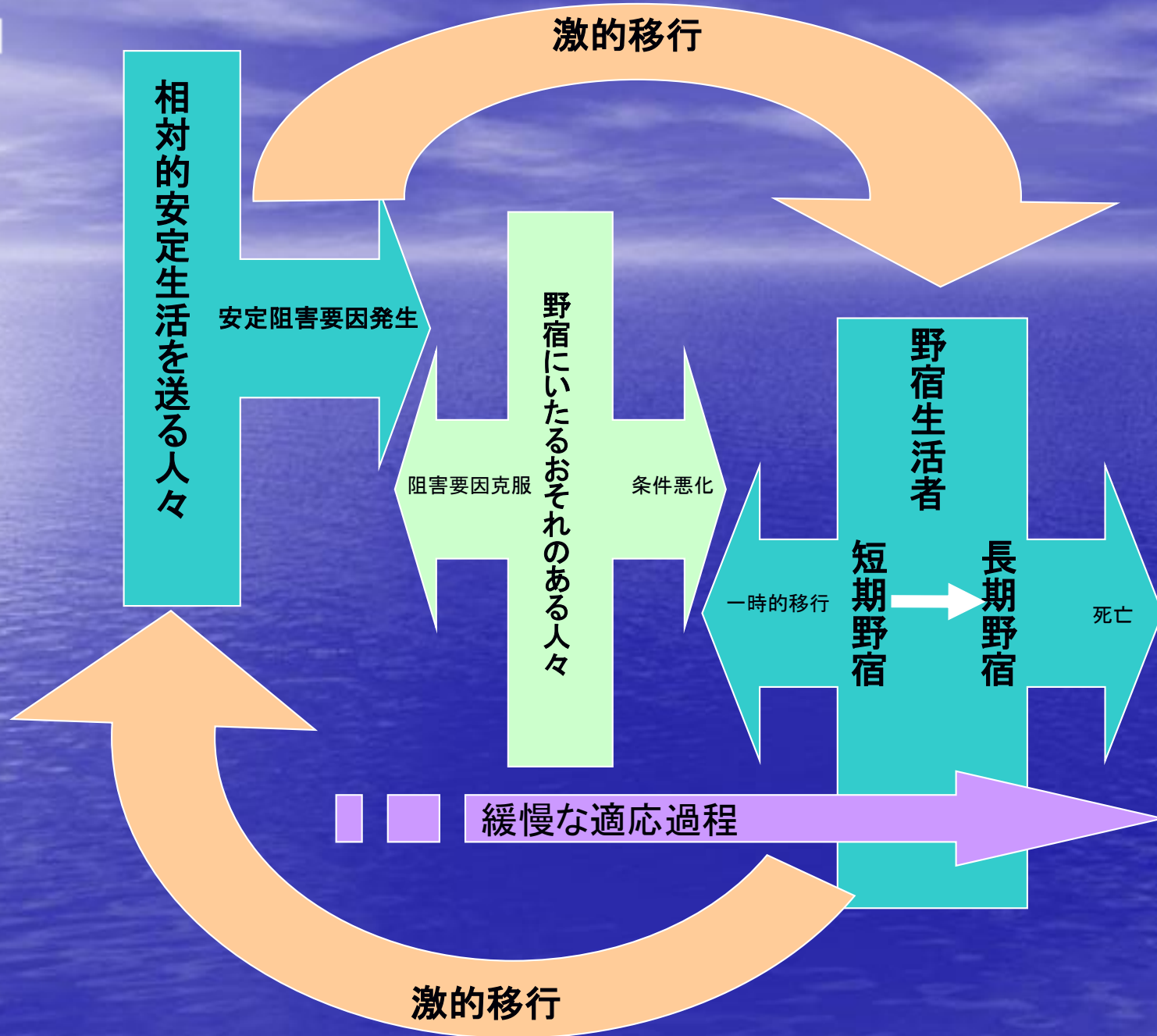
1990(平成2)年生まれ

2008(平成20)年3月26日、新聞各紙夕刊が伝えたところによると、大阪府大東市の今年高校を卒業した少年が、岡山駅でなんのゆかりもない人をホームから突き落とし、死に至らしめています。少年は、大学に進み、**医者になりたい**という希望を持っていましたが、経済的事情で断念、就職を決めることなく卒業していたと

1983(昭和58)年生まれ(氷河期世代)

2008(平成20)年6月8日、東京・秋葉原で通行人を無差別に襲う。7人死亡、10人負傷。進学校から自動車専門短大へ。**中学校教員**への進路変更に失敗。進路を固めることなく卒業、転職を重ね人材派遣会社一自動車塗装工程

# 概略図



## 派遣社員の意識の一事例(朝日新聞2008年6月10日)

- 06:17 作業場いったらツナギが無かった／辞めろってか／わかったよ
- 11:51 犯罪予備軍って、日本にはたくさん居る気がする
- 12:05 「誰でもよかった」／なんかわかる気がする
- 01:44 あ、住所不定無職になったのか／ますます絶望的だ
- 02:48 やりたいこと・・・殺人／夢・・・ワードショー独占
- 02:54 工場で大暴れした／被害が人とか商品じゃなくてよかったね
- 02:55 それでも、人が足りないから来いと電話が来る  
俺が必要だから、じゃなくて、人が足りないから／誰がいくかよ
- 03:00 別の派遣でどっかの工場に行ったって、半年もすればまたこうなるのは明らか

人



基本的人権を認められた、商品としての労働力の所有者



商品としての労働力

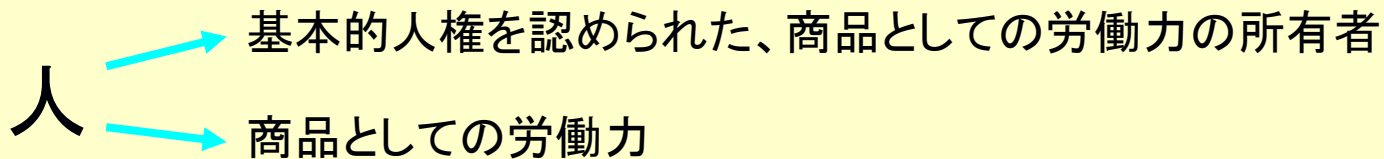
# 基本的人権

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この**憲法が国民に保障する基本的人権**は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力によつて、これを保持**しなければならない。又、国民は、これを**濫用してはならない**のであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

命あつての物種→基本は生存権



- 原点 → 個の力・能力の及ぶ**範囲**で、全て自由に。労働の成果は自己のもの。
- 共同 → 集団の力・能力の及ぶ**範囲**で、全て自由に。集団内では自由の規制。集団による個の生存の保障。労働の成果は集団のもの。外集団とは敵対的。
- 家産 → 家の力・能力と地縁血縁の関係の及ぶ**範囲**で、全て自由に。その範囲内では自由の規制。労働の成果は家のもの。家・地縁・血縁による個人の保護。換金による処分の自由の拡大。外集団とは擬似敵対的。調整機関としての国家。
- 工業 → 個の力・能力と所属企業の力の及ぶ**範囲**で、全て自由に。労働の成果は企業の評価で貨幣換算された額。「実業」企業が擬似家産化した範囲での福利厚生保障。家・地縁血縁の厚生を代替する制度運用者としての国家。
- 金融 → 個の力・能力を企業が評価した**範囲**で、全て自由に。労働の成果は企業利潤を確保した上での評価額。企業の福利厚生は労働力の効率運用にかなうものに特化。国家の企業化と個人の生存権でなく法人の生存権重視への変質

# 基本的人権

## 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この**憲法が国民に保障する基本的人権**は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

## 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力によつて、これを保持**しなければならない。又、国民は、これを**濫用してはならない**のであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

## 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

命あつての物種→基本は生存権

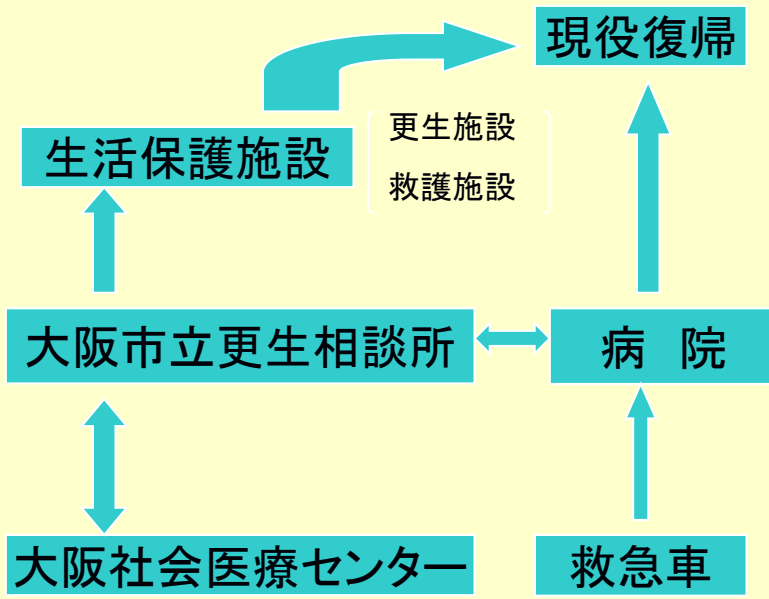
# 生命表

順位	男								
	平成17年			平成12年			平成7年		
	都道府県	市区町村	平均寿命	都道府県	市区町村	平均寿命	都道府県	市区町村	平均寿命
1	大阪府	西成区	73.1	大阪府	西成区	71.5	兵庫県	長田区	69.3
2	青森県	板柳町	75.2	青森県	大鰐町	73.6	大阪府	西成区	70.1
3	青森県	鱒ヶ沢町	75.2	青森県	大間町	74	兵庫県	兵庫区	70.2
4	青森県		75.5	神奈川県	中区	74.1	兵庫県	灘区	70.2
5	福岡県	大任町	75.5	北海道	増毛町	74.2	兵庫県	東灘区	71.7
6	青森県	田舎館村	75.6	秋田県	琴丘町	74.2	兵庫県	中央区	72.6
7	青森県	藤崎町	75.6	大阪府	港区	74.3	青森県	大畑町	72.8
8	青森県		75.6	青森県	浪岡町	74.4	山口県	橘町	73
9	青森県	中泊町	75.6	青森県	田舎館村	74.4	大阪府	浪速区	73.1
10	高知県		75.7	青森県	鶴田町	74.5	神奈川県	中区	73.1

1995年(平成7年)1月17日午前5時46分52秒、阪神淡路大震災(死者6,402人 負傷者43,792人)

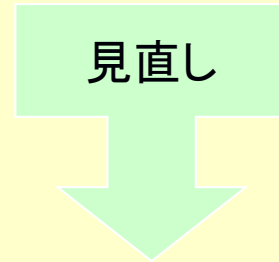
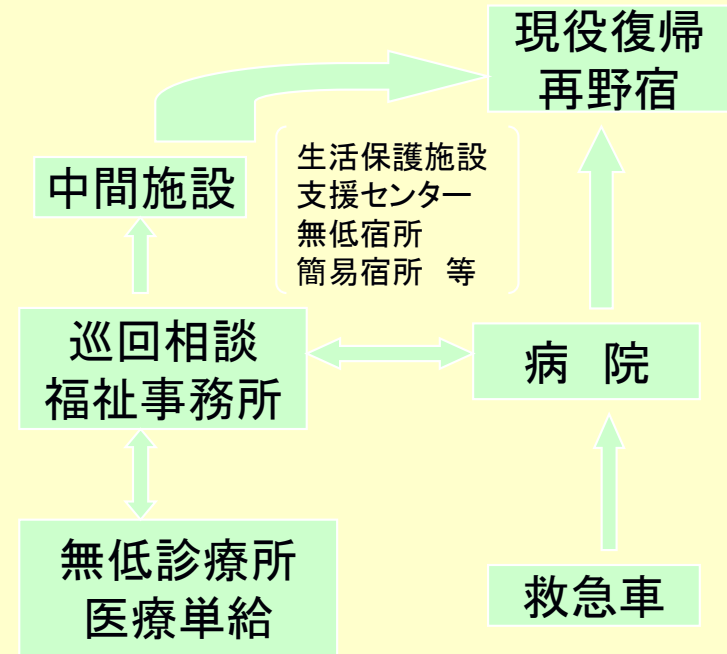
順位	女								
	平成17年			平成12年			平成7年		
	都道府県	市区町村	平均寿命	都道府県	市区町村	平均寿命	都道府県	市区町村	平均寿命
1	東京都	奥多摩町	82.8	長野県	天龍村	80.9	兵庫県	長田区	74.4
2	青森県	大鰐町	83.1	徳島県	一宇村	80.9	兵庫県	東灘区	75.6
3	東京都	日の出町	83.3	徳島県	東祖谷山村	81.1	兵庫県	灘区	75.8
4	大阪府	西成区	83.3	千葉県	銚子市	81.8	兵庫県	兵庫区	77.2
5	北海道	浦河町	83.5	茨城県	神栖町	81.8	兵庫県	芦屋市	79.4
6	大阪府	大正区	83.5	東京都	奥多摩町	82	北海道	古平町	79.4
7	愛知県	甚目寺町	83.7	愛媛県	五十崎町	82	兵庫県	中央区	79.6
8	北海道	福島町	83.7	北海道	留寿都村	82.1	兵庫県	神戸市	79.7
9	宮城県	本吉町	83.8	大阪府	西成区	82.1	兵庫県	西宮市	79.9
10	千葉県	旭市	83.8	埼玉県	名栗村	82.3	大阪府	西成区	80.1

# 旧あいりん対策



敷金支給・居宅保護  
高齢者就労事業  
就労支援センター

# ホームレス対策





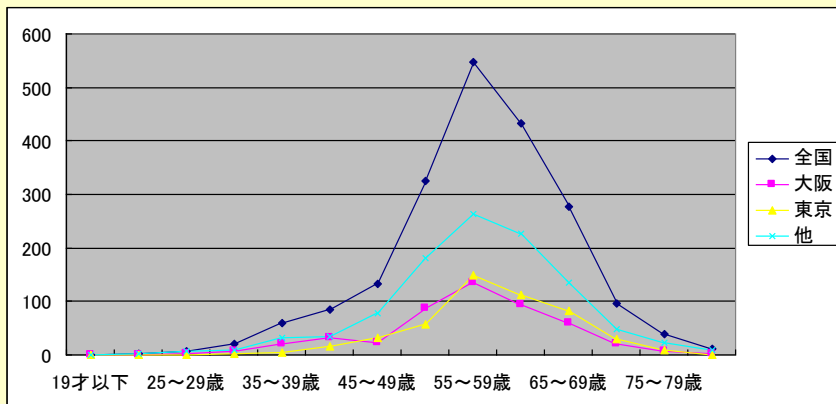
●施策実績表より作成

15～18年度	退所者	就職	入院	施設入所	居宅確保	その他	計	計%	就職%
自立支援センター	22,722	5,282	1,813	3,227	3,782	86	14,190	62.5%	23.2%
通常型シェルター	3,523	428	277	580	521	116	1,922	54.6%	12.1%
計	26,245	5,710	2,090	3,807	4,303	202	16,112	61.4%	21.8%

一つの計算モデル

2003(平成)15年	概数	25,296	施策対象に占める割合
「今回野宿期間1年未満」 (15年30.8% + 19年22.9%) ÷ 2 = 26.9 (25,269 + 18,564) ÷ 2 × 26.9% × 4	新規増加と再野宿	23,582	
小計	施策対象数	48,878	
平成10年度の「行旅死亡人」の推計値として1,152人 1,152 × 0.8 = 921.6 × 4年	行旅死亡人	-3,686	7.5%
自立支援センター・シェルター就職退所者	センターから自立	-5,710	11.7%
一般住宅 = 1,264 × 4	全て生活保護と仮定	-5,056	10.3%
無低 = 4,134、施設 = 3,372、簡宿 = 549、入院 = 2,033	中間施設・入院	-10,329	21.1%
自助努力等	その他要因脱野宿	-5,533	11.3%
2007(平成)19年	概数	18,564	38.0%

- 今後の現状ホームレス定義による対策対象数は、  
h19概数 + 中間施設・入院 + 新規α = 28,893人 + α(19年単年度)



平均年齢 = 1.5歳上昇

	全国	大阪	東京	他
45歳未満	8.6%	13.0%	5.0%	8.2%
45~54歳	22.5%	22.3%	18.3%	24.5%
55~64歳	48.1%	46.2%	52.4%	46.9%
65歳以上	20.9%	18.5%	24.3%	20.4%
平均年齢	57.5歳	56.4歳	58.9歳	
前回	55.9歳			

	全国	大阪	東京	他	全国	大阪	東京	他	前回
テント・仮小屋	1,024	250	249	525	50.6%	50.7%	50.2%	50.7%	54.4%
ダンボール等	385	69	124	192	19.0%	14.0%	25.0%	18.5%	23.2%
敷物	398	95	98	205	19.7%	19.3%	19.8%	19.8%	12.5%
作らない	131	54	19	58	6.5%	11.0%	3.8%	5.6%	4.5%
その他	87	25	6	56	4.3%	5.1%	1.2%	5.4%	5.4%
	2,025	493	496	1,036	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

テント・仮小屋が減少。敷物が増大。→野宿居住形態の不安定化

今回の野宿期間は	全国	大阪	東京	前回	全国	大阪	東京	他	
1年未満	463	132	81	30.8%	22.9%	26.7%	16.2%	250	24.3%
1年～3年未満	340	65	90	25.6%	16.8%	13.2%	18.0%	185	18.0%
3年～5年未満	382	91	100	19.7%	18.9%	18.4%	20.0%	191	18.6%
5年以上	838	206	229	23.9%	41.4%	41.7%	45.8%	403	39.2%
	2,023	494	500	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,029	100.0%

今回の野宿期間では、3年未満が減少。5年以上が増加。3年以上はずうっと野宿が多い

今回の野宿期間は

初めての野宿から

	全国	大阪	東京	他	全国	大阪	東京	他
1年未満	463	132	81	250	243	74	36	133
1年～3年未満	340	65	90	185	224	40	51	133
3年～5年未満	382	91	100	191	359	77	87	195
5年以上	838	206	229	403	1,207	303	323	581
	2,023	494	500	1029	2,033	494	497	1,042

今回－初めて＝再野宿

再野宿率

	全国	大阪	東京	他	全国	大阪	東京	他
1年未満	220	58	45	117	47.5%	43.9%	55.6%	46.8%
1年～3年未満	116	25	39	52	34.1%	38.5%	43.3%	28.1%
3年～5年未満	23	14	13	-4	6.0%	15.4%	13.0%	
5年以上	-369	-97	-94	-178				